

6月5日（日曜日）にMORC事務局で行われた「安全講習会」における質疑応答に関してちょっと調べてみました。

——（質問1 小型船舶操縦者自身による操船の義務について）——

船舶職員及び小型船舶操縦者法 第二十三条の三十六

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000149>

（小型船舶操縦者の遵守事項）

小型船舶操縦者は、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

2 小型船舶操縦者は、小型船舶が港を出入するとき、小型船舶が狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険のおそれがあるときとして国土交通省令で定めるときは、自らその小型船舶を操縦しなければならない。

ただし、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000800091>

第八章 小型船舶操縦者の遵守事項等

（自己操縦）

第三百四十四条 法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を航行するとき。
- 二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）に基づく航路を航行するとき。
- 三 特殊小型船舶に乗船するとき。

第三百五十五条 法第二十三条の三十六第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合
- 二 二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者が当該小型船舶を操縦する場合。
ただし、法第二十三条の三第二項に基づく技能限定がなされた操縦免許を受けた者については、当該小型船舶がその限定された区域を航行し、その限定された大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものである場合に限る。
- 三 漁業法第二条第一項に規定する漁業、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業
その他の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶をその事業に従事する者が操縦する場合
- 四 帆走中の帆船において小型船舶操縦者が操縦の指揮監督を行う場合
- 五 指定試験機関の小型船舶操縦士試験員又は教習所の教員が操縦の指揮監督を行う場合
- 六 前各号のほか、国土交通大臣が小型船舶の航行の安全の確保に支障がないと特に認める場合

港則法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000174>

(港及びその区域)

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340CO0000000219>

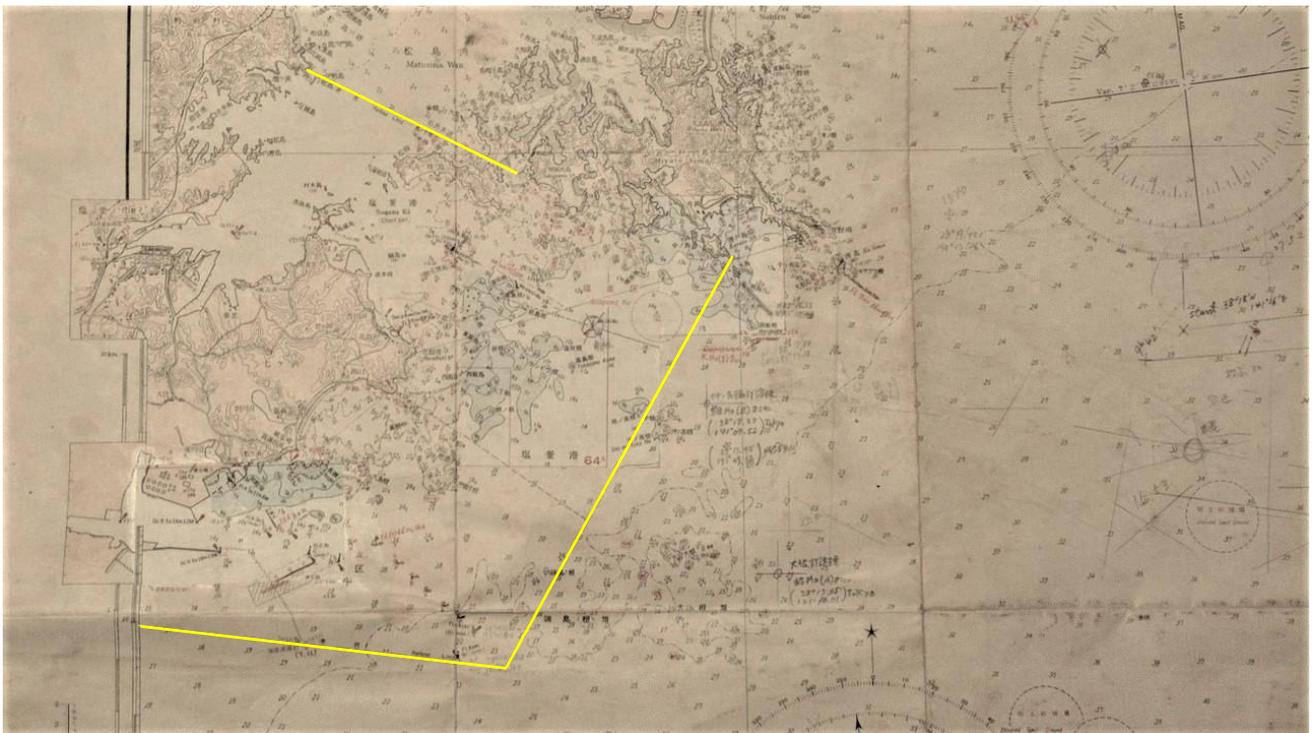
(港及びその区域)

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

宮城県 仙台塩釜

腕埼（北緯三八度二分五秒東経一四一度三分五七秒）から一一七度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度に引いた線、唐戸島南端から二〇九度九、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面（上記条文について私の持っている海図（緯度経度は旧測地系です）には区域が表示されています）



以上の法令からすると、仙台地区においてヨットの船長自身が操縦しなければならない区域は、上記「仙台塩釜」の区域であって、その港域から出たら、船長自身以外の者に操縦させ監督していれば良い。ということになるはずです。

今回の講習会で保安官が特に強調していたのは水上オートバイでした。

—— (質問2 艇内に検定品(桜マーク)を搭載してれば、実際には非検定品を着用していても認められるのか) ——

国土交通省のサイトにおける「ライフジャケットの着用義務拡大」の表記

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

「国土交通省では関係法令を改正し、平成30年2月からすべての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用を義務化しました」

その中で

■ライフジャケットの着用義務が適用除外・着用を努める義務となる場合があります。

[6] 安全措置が講じられたヨットレース等の競技を行っている方

国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレース等の競技中は適用除外となります。

※競技と同等の安全措置を講じて行う練習も適用除外となります。

※ヨットを競技・練習以外に使用する場合は適用除外になりません。国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレース等の競技中は適用除外となります。

おそらくJSAFのレースやその為の練習時以外では認められないようです。

「漁船における救命胴衣に関する規定」に関しては、明快な回答もなく、法令条文を探したのですが見つかりませんでした。

水産庁による「ライフジャケット着用義務拡大について」の資料です。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-59.pdf>

水産庁漁政部企画課漁業労働班作成の「漁業者のためのライフジャケットの着用手引」

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/256066.pdf>

文責：ベイシュ・ヴェル 森田敬一